

証券コード：7421

第45期
定時株主総会

招集ご通知



開催日時 2023年6月22日（木曜日）午後2時

開催場所 神奈川県横浜市中区住吉町
4丁目42番地の1号
横浜市市民文化会館 関内ホール

議案 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

株主各位

証券コード 7421

(発送日) 2023年6月5日

(電子提供措置開始日) 2023年6月1日

神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号
ランドマークタワー12階

カッパ・クリエイト株式会社

代表取締役社長 **山角 豪**

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

- 当社ウェブサイト <https://www.kappa-create.co.jp/>
(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株主総会 招集通知関係」を順にご選択いただき、ご確認ください。)



- 株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/7421/teiji/>



- 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「カッパ・クリエイト」又は「コード」に当社証券コード「7421」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月21日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月22日（木曜日）午後2時
2 場 所	神奈川県横浜市中区住吉町4丁目42番地の1号 横浜市民文化会館 関内ホール
3 目的事項	報告事項 1. 第45期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、 連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類 監査結果報告の件 2. 第45期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報 告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
4 議決権行使につい てのご案内	1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示 が無い場合は賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効な ものとしてお取り扱いいたします。 3. インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、 インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 4. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主 総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
事業報告の使用者の状況、主要な借入先の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項、会社役員の状況（社外役員に関する事項）、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
- ◎ 当日ご出席の株主様へのお土産は、ご用意いたしておりませんので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ 本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/7421/>





議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月22日（木曜日）
午後2時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2023年6月21日（水曜日）
午後6時00分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月21日（水曜日）
午後6時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

(可取標)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合 賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権を行使された場合 インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
インターネットで複数回にわたり議決権を行使された場合 最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

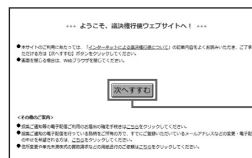
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

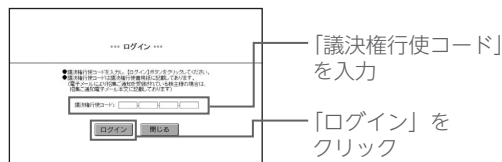
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

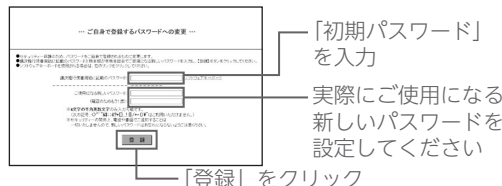
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案においても同じです。）4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制効率化のため1名減員し取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	山角 豪 <small>やまかどつよし</small>	代表取締役社長	再任
2	石川 恵輔 <small>いしかわ けいすけ</small>	取締役 第一営業本部長	再任
3	久保田 令 <small>くぼた りょう</small>	取締役 経営戦略本部長 兼 第二営業本部長	再任

再任 再任取締役候補者

候補者番号 1

やまかどつよし
山角 豪

再任

生年月日
1978年8月23日

所有する当社の株式数
—

在任年数
1.0年

取締役会出席状況
14/14回

候補者番号 2

いしかわけいすけ
石川 恵輔

再任

生年月日
1971年9月23日

所有する当社の株式数
1,000株

在任年数
1.0年

取締役会出席状況
14/14回

略歴、当社における地位及び担当

2000年5月 (株)すかいらーく(現(株)すかいらーくホールディングス)入社
2015年6月 同社 店舗開発政策グループディレクター
2017年5月 ニラックス(株) 取締役
2018年1月 (株)ダイナミクス入社 CSO(経営企画室長)
2018年6月 (株)シュゼット入社 外販営業部長兼カサネオ営業部長
2020年5月 (株)アトム入社 顧問
2020年6月 同社 代表取締役社長(現任)
2022年6月 当社 取締役
2022年10月 当社 代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

(株)アトム 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

山角 豪氏を取締役候補者とした理由は、外食事業会社での経営、営業を長年担われた経験から、フードビジネスの経営全般において豊富な知識と知見を有しており、引き続きその経験と知見を当社の経営全般に活かし、当社の経営体制の強化と成長戦略の推進へ貢献することが期待できると判断したためです。

略歴、当社における地位及び担当

2001年6月 (株)レイنزインターナショナル入社
2015年11月 同社 事業統括本部居酒屋本部本部長
2016年11月 当社入社 営業本部副本部長
2017年6月 当社 常務取締役
2018年6月 (株)アトム 代表取締役社長
2020年6月 (株)レイنزインターナショナル入社
2021年11月 当社 執行役員営業本部長
2022年6月 当社 取締役営業本部長
2023年3月 当社 取締役第一営業本部長(現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

石川 恵輔氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり外食事業会社で営業に携わってきた豊富な経験と知見を有しており、その経験と知見を当社の経営全般に活かし、引き続き当社の経営体制の強化と成長戦略の推進へ貢献することが期待できると判断したためです。

候補者番号

3

くぼた りょう
久保田 令

再任

生年月日

1980年8月16日

所有する当社の株式数

2,000株

在任年数

1.0年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位及び担当

2003年4月 (株)大広入社
2006年10月 (株)ローランド・ベルガー入社
2011年5月 (株)サマンサタバサジャパンリミテッド入社
2013年8月 (株)ジーユー入社
2016年1月 MARK STYLER(株)入社
2018年4月 (株)経営共創基盤入社 マネージャー
2019年4月 同社 ディレクター
2022年4月 当社 執行役員経営戦略本部長
2022年6月 当社 取締役経営戦略本部長(現任)
2023年3月 当社 第二営業本部長(現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

久保田 令氏を取締役候補者とした理由は、企業経営、戦略企画、マーケティングなどの経験と知見を有しており、その経験と知見を当社の経営全般に活かし、引き続き当社の経営体制の強化と成長戦略の推進へ貢献することが期待できると判断したためです。

(注) 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案**監査等委員である取締役1名選任の件**

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することとしたといたしたく、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名	当社における地位
河本 拓也 <small>こうもと たくや</small>	なし

新任 **社外** **独立****新任** 新任取締役候補者**社外** 社外取締役候補者**独立** 独立取締役候補者

候補者

こうもとたくや
河本 拓也

新任

社外

独立

生年月日

1965年10月2日

所有する当社の株式数

—

在任年数

—

取締役会出席状況

—

- (注)
1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、当社はアサヒビール(株)よりビールを購入しております。
 2. 河本拓也氏は社外取締役候補者であります。
 3. 河本拓也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
 4. 河本拓也氏の選任が承認された場合、当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度額としております。

略歴、当社における地位及び担当

1988年4月 アサヒビール(株)入社
2007年9月 同社 商品開発第二部 部長
2010年9月 同社 お客様生活文化研究所 所長
2011年7月 アサヒグループホールディングス(株) お客様生活文化研究所 所長
2012年9月 和光堂(株) 開発本部担当部長
2013年9月 和光堂(株) マーケティング部 部長
2016年1月 アサヒグループ食品(株) 和光堂マーケティング部 部長
2017年9月 アサヒビール(株) 監査部 担当部長
2018年4月 同社 監査部 理事 部長
2022年1月 アサヒグループジャパン(株) 監査部 理事
2022年3月 アサヒグループ食品(株) 常勤監査役
2023年3月 アサヒビール(株) 常勤監査役(現任)

重要な兼職の状況

アサヒビール(株) 常勤監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

河本 拓也氏を社外取締役候補者とした理由は、アサヒビール関連会社において長年業務に携わり、食品や飲食事業に関するマーケティング知識と知見を有しており、監査等委員である社外取締役として、その経験を当社のマーケティング戦略等に関して監督・助言等を期待できると判断したためです。

<ご参考>本総会終了後の取締役及び監査等委員である取締役のスキルマトリックス（予定）

本招集通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合に、当社が各取締役及び各監査等委員である取締役に特に期待する主な知見や経験は下記のとおりです。

氏名	役位	属性			特に期待する知見・経験						
		社内 社外	ジェン ダー	独立性	経営全般	フード ビジネス	財務 会計	マーケ ティング	法務 リスクマ ネジメン ト	サステナ ビリティ	デジタル テクノ ロジー
やまかどつよし 山角 豪	代表取締役社長		男性		●	●		●	●	●	●
いしかわけいすけ 石川 恵輔	取締役 第一営業本部長		男性		●	●					
くぼたりょう 久保田 令	取締役 経営戦略本部長兼 第二営業本部長		男性		●		●	●	●		●
つついやすひろ 筒井 泰宏	取締役 (監査等委員)		男性			●	●		●	●	
さいもんあさこ 才門 麻子	取締役 (監査等委員)	社外	女性	●	●	●		●			●
かわいひろゆき 河合 宏幸	取締役 (監査等委員)	社外	男性	●			●		●	●	
こうもとたくや 河本 拓也	取締役 (監査等委員)	社外	男性	●				●			

以上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染の第7波・第8波の影響を受けながらも2023年3月13日以降は、マスクの着用を個人の判断とするなど行動制限が緩和されたことにより段階的に経済活動が正常化しつつありました。しかしながら、原材料・エネルギー価格の高騰やウクライナ情勢の長期化、円安による物価上昇、欧米を中心としたインフレの進行等により社会全体が先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、入国者に対する水際対策が緩和されインバウンド需要が回復傾向にあるものの、新型コロナウイルス禍を契機にした生活様式の変化により、夜間時間帯の利用客が大幅に減少しております。更に原材料価格の高騰、光熱費、物流費、人件費等の上昇にも悩まされており、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社の主力事業である回転寿司事業は、2021年5月の「かっぱ寿司 うまい!品質宣言」以降、ネタだけではなく、寿司の基本となるシャリ・醤油・ワサビなどの基礎商材のブラッシュアップも行うとともに、人気寿司職人とのコラボ「名店レシピ」シリーズや希少価値の高い厳選ネタの販売など、進化するこだわりの「うまい!」を多くのお客様に体験して頂くことに取り組んでまいりました。また、直近で改装した店舗につきましては、自動案内システムやセルフレジ、ご自身のスマートフォンがタッチパネル替わりになる「スマホオーダー」を導入し、非接触型のサービスを強化しており、今後も随時各店に導入を進めていく予定です。また、店内ではウィズコロナにおける感染症予防対策を行い、安心してお食事をお楽しみ頂ける店舗づくりに取り組んでおります。

一方、コストにおきましては、原材料価格や光熱費、物流費及び人件費の高騰などといったコストアップが顕在化しておりますが、フルオーダー化を進めることにより、生産性の向上や商品廃棄の低減に取り組んでまいりました。また、コロワイドグループのシナジー効果を活かし、コロワイドグループ全体で業態間の連携による食材歩留まりを意識したメニュー開発を実施し、原材料コストの低減にも取り組んでおります。

以上のような取り組みを行い、当第4四半期連結会計期間における売上高は前期比で14億47百万円増加したものの、新型コロナウイルス感染症の第8波による影響、ならびに、原材料・エネルギー等の価格高騰による業績への影響を踏まえ、当社グループが保有する店舗等に係る固定資産の一部について「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき回収可能性を検討した結果、当第4四半期連結会計期間に127店舗及び2工場に対し減損処理を行い、減損損失15億45百万円を計上することいたしました。

このようなことから、当連結会計年度の売上高は704億37百万円(前期比4.8%増)、営業損失は11億2百万円(前期は営業損失21億13百万円)、経常損失は11億2百万円(前期は経常損失18億89百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は30億41百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益7億36百万円)となりました。



次に事業のセグメント別の概況をご報告申し上げます。

回転寿司事業

売上高
563億59百万円
(前連結会計年度比6.4%増)

回転寿司事業におきましては、こだわりの「うまい！」かっぱ寿司を多くのお客様に実感して頂きたいという想いから、かっぱ寿司の原点である「一皿100円（税込110円）」の商品の拡大に取り組み、現在では「一皿100円（税込110円）」の商品ラインナップが100種以上になりました。そして、タレントを起用したテレビCMなどを通じ、多くのお客様への情報発信に取り組んでまいりました。また、TVアニメなどのキャラクターとコラボしたアプリ会員向けのオリジナルグッズプレゼントキャンペーンの実施、「うに」「かに」「いくら」などをはじめとした期間限定商品をお手頃価格にて販売することなどにより、お客様の店舗体験価値の向上に努めてまいりました。今後も「一皿100円（税込110円）」で「うまい！」を多くのお客様に体験して頂くため、様々な施策を実施してまいります。

店舗面におきましては、2023年3月に道頓堀戎橋店を出店いたしました。また、賃貸契約終了により6店舗、コロナイドグループ内の業態転換で2店舗の閉店を行った結果、当連結会計年度末の店舗数は302店舗となりました。

以上の結果、回転寿司事業の売上高は563億59百万円(前期比6.4%増)となりました。



デリカ事業

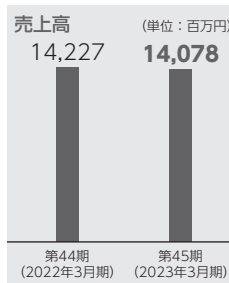
売上高

140億78百万円

(前連結会計年度比1.1%減)

デリカ事業におきましては、コンビニエンスストアを中心とした寿司弁当、調理パンなどの新規取引先の拡大、既存顧客の販売強化に取り組んでおりますが、社会活動の正常化が進んだことによる巣ごもり需要の縮小により、売上高が前期比で減少いたしました。

以上の結果、デリカ事業の売上高は140億78百万円(前期比1.1%減)となりました



② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額（敷金及び保証金を含む。）は36億26百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

回転寿司事業 ・ 当社直営店舗 50店舗改装

③ 資金調達の状況

特記事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

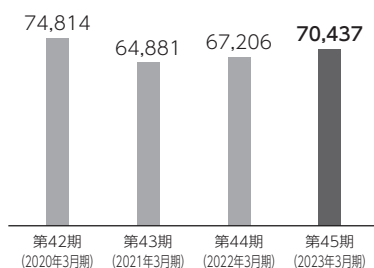
特記事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

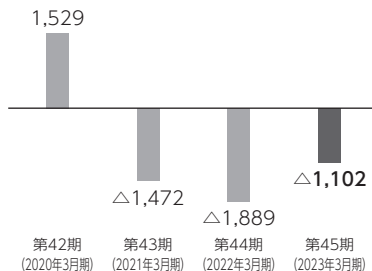
特記事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

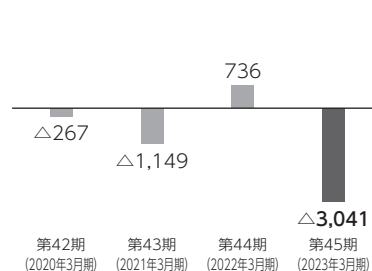
売上高 (単位：百万円)



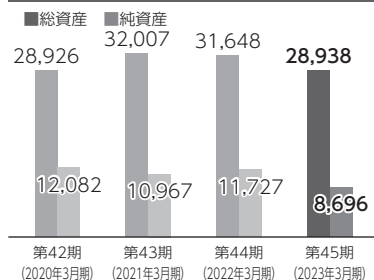
経常利益又は経常損失(△) (単位：百万円)



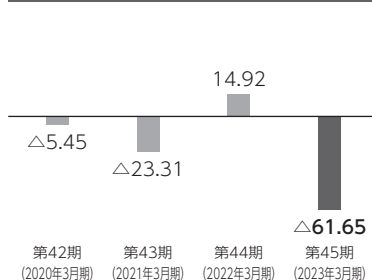
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位：百万円)



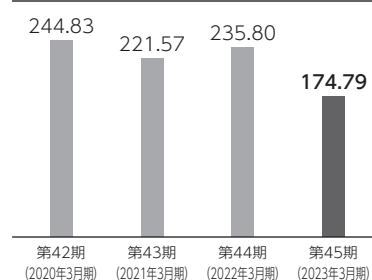
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第42期 (2020年3月期)	第43期 (2021年3月期)	第44期 (2022年3月期)	第45期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	(百万円)	74,814	64,881	67,206	70,437
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	1,529	△1,472	△1,889	△1,102
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	△267	△1,149	736	△3,041
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	△5.45	△23.31	14.92	△61.65
総資産	(百万円)	28,926	32,007	31,648	28,938
純資産	(百万円)	12,082	10,967	11,727	8,696
1株当たり純資産額	(円)	244.83	221.57	235.80	174.79

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社コロワイド及びその100%子会社である株式会社S P Cカップで、同社は当社の株式24,943,302株（議決権比率50.56%）を保有しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社ジャパンフレッシュ	30百万円	86.56%	本州・九州地区におけるコンビニやスーパーストア向け寿司・調理パンの製造及び販売

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行され、マスク着用は個人の判断となるなど行動制限が緩和され、経済活動が正常化に向かう中、新たな変異株の登場によりその影響に対する注意が必要であると共に、円安の進行やウクライナ情勢の長期化による原材料の仕入価格の高騰、人件費の上昇等など、外食産業を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が続くことが考えられます。

当社におきましては、「うまい！かっぱ寿司」を更に進化させるべく品質向上に徹的に取り組み、希少性や季節感・限定感あるメニューを開発・販売し、同時に積極的なマーケティング施策を展開し、来店促進を進めてまいります。また、フルオーダー改装を進めて行くことでの売上高伸長も見込んでおります。コスト面におきましては、原材料価格の高騰や原油高騰、ウクライナ情勢など不安材料多い中で売上原価は影響を受けると予想されますが、コロワイドグループの調達力の活用やメニューミックス施策、フルオーダー改装による店舗ごとの生産性向上などを通じ前期末からの利益体質を崩さぬようにコストコントロールしてまいります。

このような厳しい環境の中、引き続きグループの総合力を結集し、従来の枠組みにとらわれることなく全社的な事業構造改革を進めてまいります。

また、当社は、2022年9月30日に、元役員及び社員が、競合会社の営業秘密に係る不正競争防止法違反の疑いがあるとして逮捕された事件に関し、2022年10月21日に、同法違反の両罰規定に基づき、元役員及び社員と共に起訴されました。

当社及び社員は犯罪の成立を争っておりますが、このような事態に至ったことを真摯に受け止め、再発防止のためコンプライアンス体制の更なる強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	主要な内容
回転寿司事業	回転寿司の経営 (日本国内)
デリカ事業	コンビニやスーパーストア向けの寿司・調理パンの製造、販売

(6) 主要な営業所、工場及び店舗 (2023年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

当社	本社：神奈川県横浜市西区
----	--------------

② 子会社の主要な営業所

株式会社ジャパンフレッシュ	本社：神奈川県横浜市西区 工場：愛知県名古屋市熱田区、滋賀県草津市、静岡県富士市、兵庫県尼崎市、 埼玉県上尾市
---------------	---

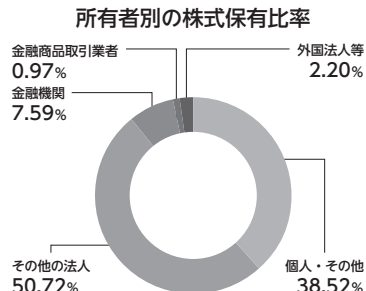
③ 当社グループの店舗の状況

	期首	期末	増減
国内	314店	305店	9店減

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 49,414,578株 |
| ③ 株主数 | 145,942名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社SPCカップ	24,943,302	50.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,880,500	5.84
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	383,600	0.78
カップ・クリエイト従業員持株会	294,860	0.60
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	271,100	0.55
SMB C日興証券株式会社	200,800	0.41
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	157,803	0.32
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	156,130	0.32
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 6 5	97,700	0.20
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	95,400	0.19

- (注) 1. 当社は自己株式を77,597株保有しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外役員を除く)	6,000株	3名
社外取締役 (監査等委員であるものを除き、社外役員に限る)	－株	－名
監査等委員である取締役	－株	－名

- (注) 1. 当事業年度中に交付した株式の内容は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式 (譲渡制限付株式) であります。
2. 上記は、当事業年度中に退任した会社役員1名に対して交付された株式 (3,000株) も含めて記載しております。尚、当社は、当該役員の退任が譲渡制限付株式の無償取得事由にあたるとして、2022年10月17日付で、過年度付与分も含めその保有する譲渡制限付株式の全て (6,000株) を無償取得いたしました。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山角 豪	(株)アトム 代表取締役社長
取締役	石川 恵輔	第一営業本部長
取締役	久保田 令	経営戦略本部長兼 第二営業本部長
取締役	門倉 泰昭	アサヒビール(株) 監査役
取締役 (監査等委員・常勤)	筒井 泰宏	
取締役 (監査等委員)	才門 麻子	(株)クラッセ・ドゥ・クラッセ代表取締役社長 (株)アトム 社外取締役
取締役 (監査等委員)	河合 宏幸	河合公認会計士・税理士事務所所長 (株)大戸屋ホールディングス社外取締役 (株)エイチワン 監査役

- (注) 1. 取締役門倉泰昭氏、才門麻子氏、及び河合宏幸氏は社外取締役であります。
2. 当社は門倉泰昭氏、才門麻子氏、及び河合宏幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 2022年6月21日開催の第44期定時株主総会において、山角豪氏、石川恵輔氏、久保田令氏を取締役に選任しております。
4. 2022年6月21日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により牛尾好智氏が取締役を退任しております。
5. 2022年10月3日をもって、田邊公己氏が取締役及び代表取締役を辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職はありません。
6. 情報収集とその他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために筒井泰宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 監査等委員である社外取締役河合宏幸氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役門倉泰昭氏、才門麻子氏、河合宏幸氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定められた額を限度額としております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

(ア) 取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く）（うち社外取締役）	48 (4)	42 (4)	－	5 (－)	6 (2)
取締役（監査等委員）（うち社外取締役）	18 (9)	18 (9)	－	－	4 (3)
合 計（うち社外取締役）	66 (14)	61 (14)	－	5 (－)	10 (5)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役（監査等委員を除く）は4名（うち社外取締役は1名）、取締役（監査等委員）は3名（うち社外取締役は2名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、2022年6月21日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、2022年10月3日をもって辞任した取締役1名が含まれているためであります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「(ウ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(イ) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬に係る報酬額は、2018年6月18日開催の第40期定時株主総会において年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。

なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名です。

また、上記の金銭報酬とは別枠で、2021年6月22日開催の第43期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の額として年額60百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数を年30,000株以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、4名（うち社外取締役1名）です。

当社監査等委員である取締役の金銭報酬に係る報酬額は、2018年6月18日開催の第40期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。

なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

(ウ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(a) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、現行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）を、2021年5月17日開催の取締役会において決議しております。その内容の概要は、以下の(b)に記載のとおりです。

(b) 決定方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬等は、固定報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させるとともに、部分的に業績連動報酬等及び株式報酬を導入し、一定のインセンティブ報酬を支給することで業績向上を図るような報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての賞与（短期インセンティブ）、非金銭報酬等としての株式報酬（長期インセンティブ）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみにより構成する。

ii. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容

(i) 個人別の金銭報酬等（業績連動報酬等以外）の額またはその算定方法の決定に関する方針

金銭報酬等（業績連動報酬等以外）は、役位、職責、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、これらを総合的に勘案し、「指名報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、下記(v)のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、固定の基本報酬として毎月一定の時期に支給する。

(ii) 業績連動報酬等がある場合には、業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、当社の過去の業績などを踏まえて「指名報酬諮問委員会」において予め定めた指標を上回った場合に、各取締役の事業年度における担当事業の業績、貢献度などを勘案して、「指名報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、下記(v)のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、賞与として毎年一定の時期に一括して支給する。

尚、当該業績指標を下回る場合、賞与は原則として支給しない。

(iii) 非金銭報酬等がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、優秀な経営人材を確保し、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした株式報酬（譲渡制限付株式報酬）とし、「指名報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、取締役会決議により決定し、毎年一定の時期に支給する。

尚、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分された普通株式は、当社又は当社の属するグループ会社の取締役、執行役員、社員（以下「役職員等」という）のいずれの地位をも退任又は退職した時点までの間、譲渡が制限されており、任期满了、定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由（以下「正当理由」という）で退任又は退職したことを条件として、譲渡制限が解除されるものとする。また、正当理由以外の理由により退任又は退職した場合など、譲渡制限が解除されなかった譲渡制限付株式は、当社が無償で取得することができるものとする。

(iv) 取締役の個人別の報酬等の額の割合の決定に関する方針

基本報酬、賞与（業績連動報酬等）と株式報酬（非金銭報酬等）の割合は、固定報酬としての基本報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させるとともに、部分的に業績連動報酬等及び株式報酬を導入し、一定のインセンティブ報酬を支給することで、業績向上を図るような報酬体系とするという基本方針を踏まえ、賞与（業績連動報酬等）は、基本報酬額を基準として定めた比率の範囲内で、株式報酬（非金銭報酬等）は、役位、職責等に応じて、いずれも「指名報酬諮問委員会」の答申を得たうえで取締役会が決定することにより適切な報酬割合とする。

尚、社外取締役については、基本報酬のみとなることから、その割合は基本報酬100%となる。

(v) 個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、委任を受ける者、委任する権限の内容等

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容の決定について委任を受け、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分とする。

尚、代表取締役は、その権限を適切に行使するため、個人別の報酬等の額について「指名報酬諮問委員会」に諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて報酬枠の範囲内において個人別の報酬等の額を決定する。

(c) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、「指名報酬諮問委員会」が決定方針との整合性を含めた

多角的な検討を行った上で、取締役会に答申を行っており、取締役会から委任された代表取締役は、後記（エ）のとおり、当該答申内容を踏まえて各取締役の報酬額を決定していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記（b）記載の決定方針に沿うものであると判断しております。

（エ） 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2022年6月21日開催の取締役会にて、当時の代表取締役社長 田邊公己に取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。尚、取締役会は、当該権限が代表取締役社長 田邊公己によって適切に行使されるよう、「指名報酬諮問委員会」より答申を得ており、代表取締役社長 田邊公己は、当該答申内容を踏まえて、各取締役の基本報酬の額を決定しております。

（5） 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき取締役会決議によって毎年3月31日、9月30日を基準日として剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。株主及び一般投資家保護の基本原則を十分認識し、経営基盤の確保と株主資本利益率の向上を図りつつ、安定配当及び株主優待制度を継続するとともに、業績に応じた株主還元を積極的に行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当制度を導入しておりますが、期末の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当等の決定機関は、取締役会であります。内部留保金につきましては、今後の経営環境の変化に対応すべく、経営体質の強化を図るための諸施策等に有効投資してまいりたいと考えております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、株主の皆様には誠に遺憾ながら、無配とさせていただきます存じます。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	12,514
現金及び預金	7,518
売掛金	3,387
商品及び製品	421
原材料及び貯蔵品	391
その他	796
貸倒引当金	△1
固定資産	16,406
有形固定資産	11,049
建物及び構築物	5,018
機械装置及び運搬具	1,849
工具、器具及び備品	2,523
土地	1,645
リース資産	12
無形固定資産	172
投資その他の資産	5,184
投資有価証券	851
敷金及び保証金	3,660
繰延税金資産	563
その他	110
貸倒引当金	△2
繰延資産	17
社債発行費	17
資産合計	28,938

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	10,865
買掛金	3,418
一年内返済予定の長期借入金	1,380
一年内償還予定の社債	580
未払金	2,449
未払費用	1,556
リース債務	15
未払法人税等	189
賞与引当金	84
販売促進引当金	135
店舗閉鎖損失引当金	111
その他	944
固定負債	9,375
社債	590
長期借入金	4,170
長期未払金	3,007
資産除去債務	1,506
その他	102
負債合計	20,241
純資産の部	
株主資本	8,645
資本金	100
資本剰余金	11,001
利益剰余金	△2,391
自己株式	△65
その他の包括利益累計額	△21
その他有価証券評価差額金	△2
繰延ヘッジ損益	△18
非支配株主持分	72
純資産合計	8,696
負債・純資産合計	28,938

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	70,437
売上原価	34,714
売上総利益	35,723
販売費及び一般管理費	36,826
営業損失 (△)	△1,102
営業外収益	435
受取利息	30
受取配当金	50
受取家賃	234
自動販売機収入	34
協賛金収入	14
雑収入	71
営業外費用	435
支払利息	154
社債利息	14
貸貸収入原価	208
雑損失	58
経常損失 (△)	△1,102
特別利益	97
固定資産売却益	2
受取補償金	95
特別損失	1,824
固定資産除却損	166
減損損失	1,545
店舗閉鎖損失引当金繰入額	111
税金等調整前当期純損失 (△)	△2,829
法人税、住民税及び事業税	189
法人税等調整額	43
当期純損失 (△)	△3,062
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△20
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△3,041

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	100	10,998	650	△71	11,678
当連結会計年度変動額					
自己株式の処分		3		5	8
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△3,041		△3,041
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	3	△3,041	5	△3,033
当連結会計年度末残高	100	11,001	△2,391	△65	8,645

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△3	△41	△44	93	11,727
当連結会計年度変動額					
自己株式の処分					8
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					△3,041
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	0	22	23	△20	2
当連結会計年度変動額合計	0	22	23	△20	△3,030
当連結会計年度末残高	△2	△18	△21	72	8,696

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	10,687
現金及び預金	7,090
売掛金	1,974
商品	340
原材料及び貯蔵品	219
前払費用	575
未収入金	264
その他	224
貸倒引当金	△1
固定資産	16,246
有形固定資産	10,243
建物及び構築物	4,820
機械装置及び運搬具	1,655
工具、器具及び備品	2,503
土地	1,251
リース資産	12
無形固定資産	165
ソフトウェア	156
施設利用権	2
その他	6
投資その他の資産	5,836
投資有価証券	838
関係会社長期貸付金	860
敷金及び保証金	3,632
繰延税金資産	456
その他	105
貸倒引当金	△56
繰延資産	17
社債発行費	17
資産合計	26,950

科目	金額
負債の部	
流動負債	9,306
買掛金	2,417
一年内返済予定の長期借入金	1,380
一年内償還予定の社債	580
未払金	2,138
未払費用	1,341
リース債務	15
未払法人税等	176
賞与引当金	69
販売促進引当金	135
店舗閉鎖損失引当金	111
その他	940
固定負債	9,304
社債	590
長期借入金	4,170
長期未払金	3,007
資産除去債務	1,434
その他	102
負債合計	18,611
純資産の部	
株主資本	8,356
資本金	100
資本剰余金	10,742
資本準備金	1,312
その他資本剰余金	9,430
利益剰余金	△2,420
その他利益剰余金	△2,420
繰越利益剰余金	△2,420
自己株式	△65
評価・換算差額等	△17
その他有価証券評価差額金	1
繰延ヘッジ損益	△18
純資産合計	8,339
負債・純資産合計	26,950

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	56,369
売上原価	22,758
売上総利益	33,610
販売費及び一般管理費	34,716
営業損失 (△)	△1,106
営業外収益	510
受取利息	31
受取配当金	50
受取家賃	326
自動販売機収入	32
協賛金収入	14
雑収入	55
営業外費用	519
支払利息	153
社債利息	14
賃貸収入原価	292
雑損失	58
経常損失 (△)	△1,115
特別利益	95
固定資産売却益	0
受取補償金	95
特別損失	1,533
固定資産除却損	166
減損損失	1,255
店舗閉鎖損失引当金繰入額	111
税引前当期純損失 (△)	△2,553
法人税、住民税及び事業税	176
法人税等調整額	△8
当期純損失 (△)	△2,722

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金合計	その他利益剰余金合計	利益剰余金合計		
当期首残高	100	1,312	9,426	10,739	301	301	301	△71	11,070
当期変動額									
自己株式の処分			3	3				5	8
当期純損失(△)					△2,722	△2,722	△2,722		△2,722
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									—
当期変動額合計	—	—	3	3	△2,722	△2,722	△2,722	5	△2,713
当期末残高	100	1,312	9,430	10,742	△2,420	△2,420	△2,420	△65	8,356
	評価・換算差額等				純資産合計				
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益		評価・換算差額等合計					
当期首残高		0		△41		△40			11,029
当期変動額									
自己株式の処分									8
当期純損失(△)									△2,722
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		0		22		23			23
当期変動額合計		0		22		23			△2,690
当期末残高		1		△18		△17			8,339

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

カップ・クリエイト株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出 正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 道之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤 陽介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カップ・クリエイト株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カップ・クリエイト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

カップ・クリエイト株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出 正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 道之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤 陽介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カップ・クリエイト株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門との連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

尚、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人 トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。尚、事業報告の「1. (4)対処すべき課題」に記載のとおり、当社は不正競争防止法違反の両罰規定に基づき起訴されておりますが、監査等委員会としましては、再発防止のためのコンプライアンス体制の強化の取組みがなされていることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

カッパ・クリエイト株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 筒井 泰宏 ㊞

監査等委員 才門 麻子 ㊞

監査等委員 河合 宏幸 ㊞

(注) 監査等委員才門麻子並びに河合宏幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

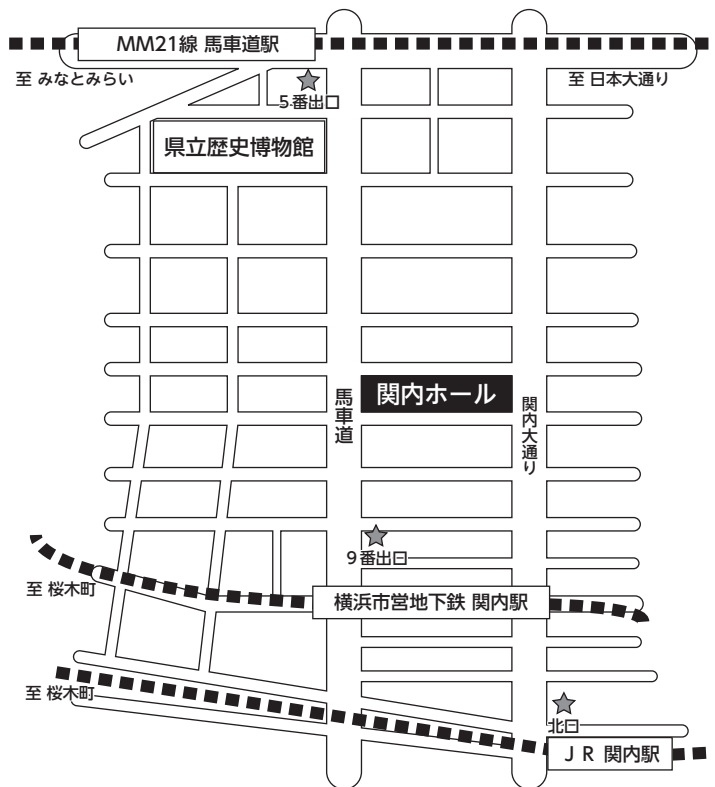
株主総会会場ご案内図

会場

神奈川県横浜市中区住吉町4丁目42番地の1号

横浜市市民文化会館 関内ホール

電話 045-662-1221



<最寄駅>

J R 関内駅北口 徒歩6分

市営地下鉄関内駅9番出口 徒歩3分

みなとみらい線馬車道駅5番出口 徒歩5分

(お願い) 駐車場は用意しておりません。

(お知らせ) 当日ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/7421/>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。